

工事協定書（参考例）

（目的）

第1条 この協定は、台東区〇〇 △丁目△番地△に建築予定の建築物（以下「本件建築物」という。）について、近隣関係住民〇〇〇〇（以下「甲」という。）と建築主〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び施工者〇〇〇〇（以下「丙」という。）との間の合意事項を確認し、各条項の誠意ある履行を約定するものである。

（建築物及び敷地の形態・規模等）

第2条 本件建築物の敷地の形態及び規模並びに敷地内における建築物の位置、規模、構造及び用途は、別紙図面のとおりとする。

2 本件建築物について、甲に影響を与える設計変更を行う場合には、乙は、事前に甲に対し連絡するものとする。

（工事期間）

第3条 本件建築物の工事期間は、令和△△年△△月△△日から令和△△年△△月△△日までとする。

2 前項の期間内に工事が完了できない事態が生じた場合は、その旨丙から甲に通知するものとする。

3 丙は、甲に対し、工事着手前に工事工程表を提出するものとする。

（作業時間）

第4条 本件建築物の工事の作業時間は、午前△△時から午後△△時までとする。ただし、やむを得ない事由が生じたときは、丙は、甲の了承を得て、作業時間を延長することができる。

2 日曜日及び祝祭日には、作業は行わない。ただし、非常災害のため、必要な応急措置として行う行為、通常の管理行為及び軽易な行為は除くものとする。

（基礎工事）

第5条 基礎工事は、〇〇工法で施工するものとする。

2 根切り工事に際しては、山留め等を設置して隣接家屋等の安全を確保するものとする。

（危険防止措置）

第6条 丙は、工事中、甲の建築物及びその付属物を破損・汚損しないよう、仮囲い・朝顔・養生棚・金網・シート等を設け、安全かつ十分な対策を講じて作業を行うものとする。

2 丙は、防火・防犯・風紀・衛生等に関するトラブルを起こさぬよう工事関係者を監督するとともに、トラブルが発生したときは、迅速に処理・解決をはかるものとする。

(工事関係車両対策)

第7条 丙は、工事用車両の出入りの際には、常時誘導員を配置して、安全をはかるものとする。特に幼稚園児及び学童の登下校の際には、交通安全に最善の措置をとるものとする。

(家屋等の損傷の際の措置)

第8条 丙は、本件建築物の工事施工に起因して、人身に障害を与え、もしくは、家屋等を損傷したときは、すみやかに損害賠償、原状回復等必要な措置をとるものとする。

2 前項の損害については、乙は、丙と連帯して賠償責任を負う。

3 丙は、工事着工前に、甲の立会いを得て、家屋等の現況写真撮影等を行い、必要資料を、甲に交付するものとする。

(道路等の清掃)

第9条 丙は、本件建築物の工事により、道路及び甲の敷地内に落ちたゴミ・資材の破片・土砂等を適時に清掃するものとする。

2 丙及び工事関係者は、道路上に資材等を放置してはならない。

(連絡体制)

第10条 丙は、本件建築物の工事に関する近隣住民からの苦情及び被害等を円滑に処理するため、下記のとおり作業現場に常駐する現場責任者を置くものとする。

氏名 ○○○○ 電話番号 △△ (△△△△) △△△△

(電波障害対策)

第11条 本件建築物の工事に伴い、電波障害が発生したときは、乙は、被害者に対し、仮アンテナ等の設置により復調させ、これに要する費用を負担するものとする。

2 本件建築物の完成後については、別途協議する。

(この協定に定めのない事項の扱い)

第12条 この協定に定めのない事項について問題が生じたときは、甲・乙・丙は、互いに誠意をもって協議を行い、解決をはかるものとする。

以上の条項は、甲・乙・丙三者の間において協議の上、合意した事項であり、三者は、互いに誠意と責任をもって、本協定を遵守するものとする。

よって、各々捺印をもって協定を証するとともに、後日の証とするため、各々一通を保有するものとする。

令和△年△△月△△日

甲	近隣関係住民 (住所) (氏名) (電話)	印
乙	建 築 主 (住所) (氏名) (電話)	印
丙	施 工 者 (住所) (氏名) (電話)	印

(注意) 「甲」を代表者名で締結する場合は、個々の当事者の名簿を添付してください。